

植物油製造業における 食品リサイクル

2011. 11. 1

(社) 日本植物油協会

本法に対する基本意見

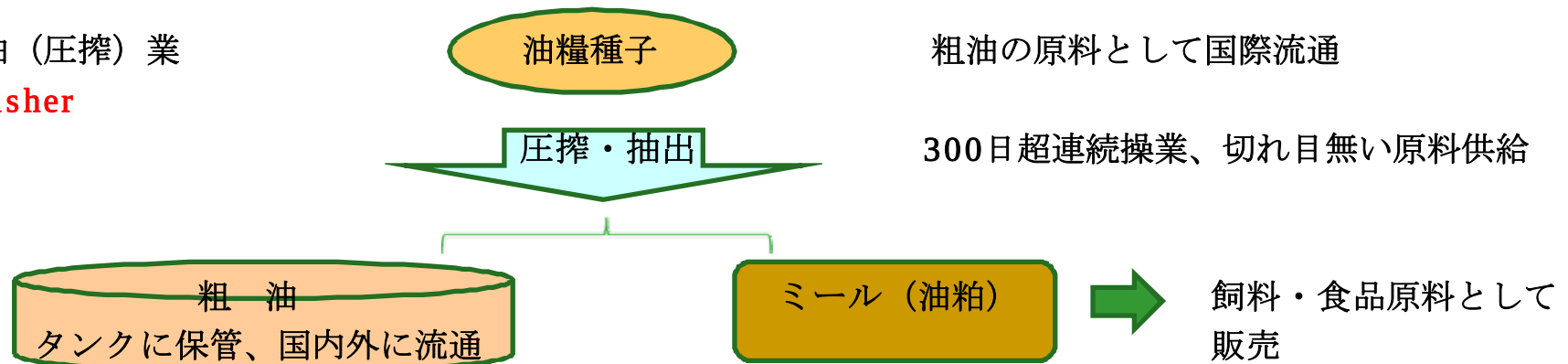
本法の趣旨については理解し、賛同するところであるが、産業実態を踏まえた運用改善を望む。

1. 本法は、食品製造業に対しては、主産物以外の発生物であって「食用に利用されないもの」のすべてを「廃棄物等」と位置付け、その発生抑制と再利用を求めている。この場合の主産物は日本標準産業分類によって規定している。
2. 日本標準産業分類は、統計上の表象基準として主産物を規定しているにすぎず、産業実態を正確に示すものではない。このような、表象上の便宜性に基づく分類を実効ある本法の基準に用いることは適切ではない。
3. 副産物は主産物に付随して発生するものであり、恒常的な市場に対する供給のため意図的に製造するものもある。これの発生抑制を求めることは、副産物の市場の縮小だけでなく、主産物生産の抑制を同時に意味することとなる。したがって、市場を満足するためには輸入依存を強めることにつながるが、これが本法の本意とすれば問題である。
また、主・副産物以外の発生物についても安定した取引が行われているものが多い。
立法の趣旨は、無駄に廃棄物処理されるものを極力なくすことにあり、健全に運営されている市場を破壊することではないと理解するので、産業実態を踏まえた改善を望む。

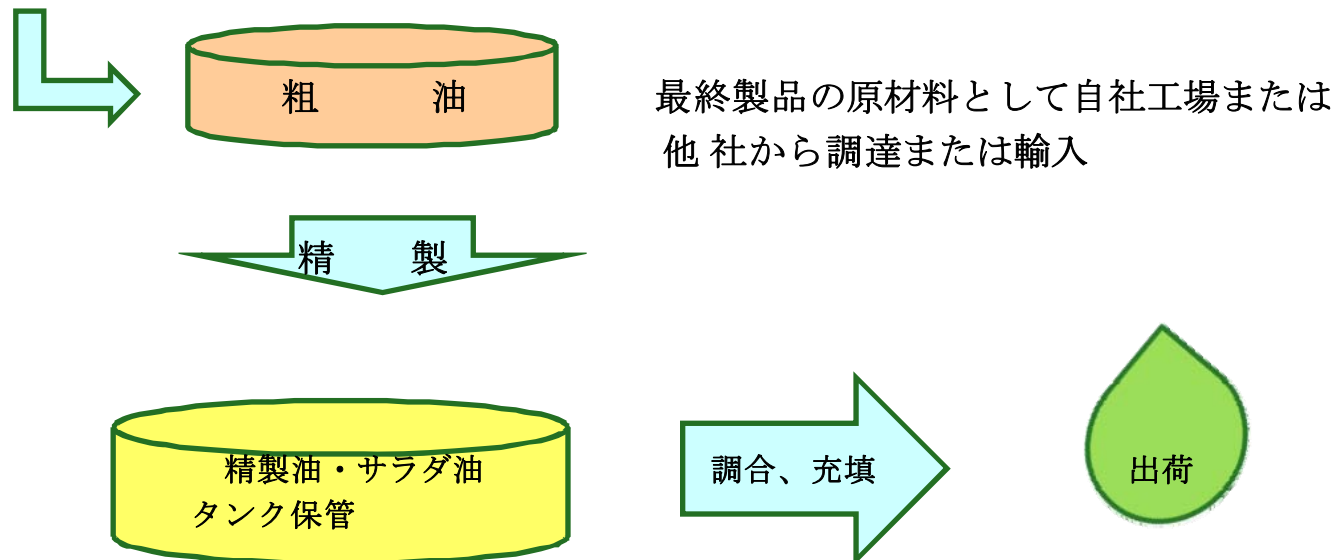
植物油製造業は複合産業

植物油製造業（製油業）は、次の2つ業種を総称したもの。主要生産国では、それぞれが独立した企業であることが一般的。日本では、同一敷地内に2工程併存が一般的。

搾油（圧搾）業
Crusher



精製（精油）業
Refiner

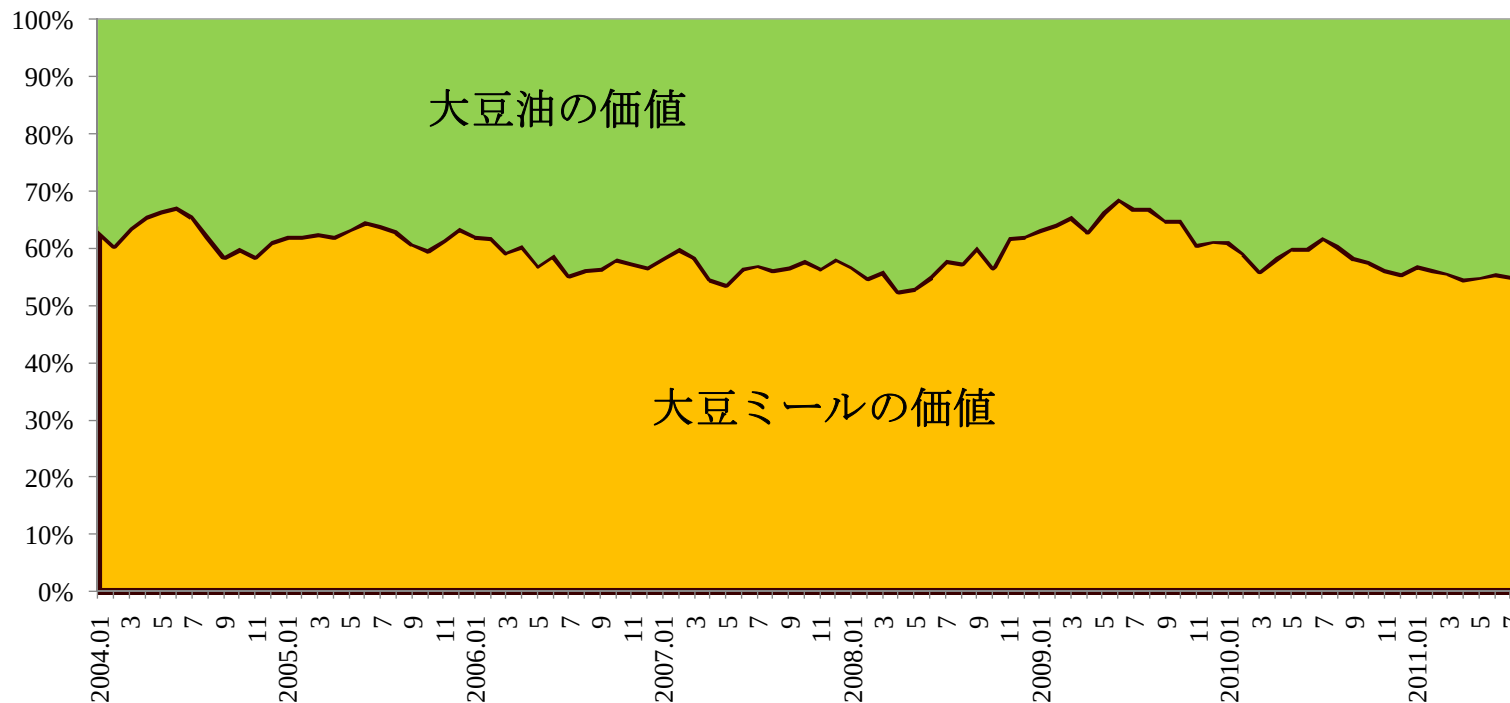


企業における製品価値の相対関係

日本の製油業：精製工程を含むため、油の価値が高くなる

平成22年度販売額 油 脂 3,797億円 (75.3%)
ミール 1,248 (24.7)

海外の大豆搾油業：シカゴボード価格による価値比較



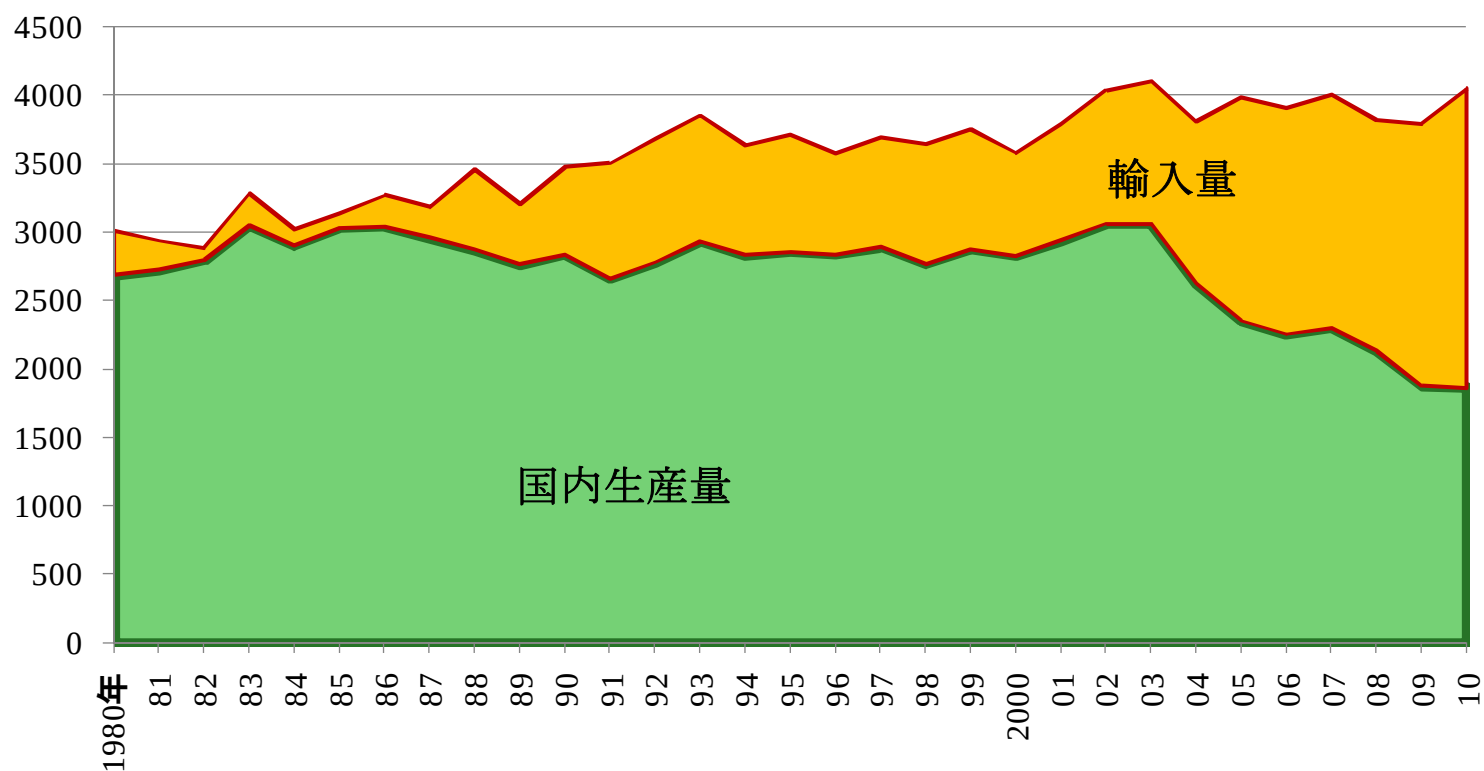
ミール（油粕）の市場性（国内）

ミール供給量（2010年、推計）

大豆ミール 4,054千トン（うち、国産 1,868千トン）

菜種ミール 1,306 （ 1,267 ）

大豆ミール供給量の推移（単位：千トン）



油粕（ミール）の市場性（世界）

2010/11年の**国際需給**（単位：百万トン）

	合 計	大豆ミール	菜種ミール	その他
生産量	284.76	177.77	33.65	73.34
貿易量（輸出）	82.31	59.95	4.80	17.56
消費量	284.49	177.64	33.59	73.26

注：1. オイルワールド社による推計値(12品目)
2. 年度は2010年10月～2011年9月

製造工程発生物の概念整理

産業実態 (発生数量ベース)		日本標準産業分類 (販売金額ベース)	食品リサイクル法 (発生数量ベース)
主産物 1 (油)		主産物	主産物
主産物 2 (ミール、脱脂大豆)		副産物	(食用利用されるもの)
			廃棄物等
副産物(レシチン)		(廃棄物)	
製造残滓	再利用 有償物販売 廃棄物		

植物油製造業における廃棄物(原材料由来)

製造工程	廃棄物の種類	説 明
搾油工程	FM(夾雑物)	油糧種子に混入している小石、砂、木屑、雑草等の種子、茎葉等。汚泥として処理 (食品廃棄物等ではない)
精製工程	ソーダ油滓	油に浮遊する遊離脂肪酸を苛性ソーダで中和して除去したもの 22年発生量 45,970 t 再利用数量 45,533 t
	廃 白 土	色素を吸着させるために投入した活性白土の使用済みのもの。油が吸着している 22年発生量 29,302 t 再利用数量 29,302
工 程 外	廃 油	贈答品等の返品。工業用油に再利用。一部は工場の補助燃料として利用 22年発生量 11,691 t

原材料由来廃棄物等の発生抑制

1. 重要な販売物であるミールは、発生抑制議論の対象となるものとは考えない。そもそも副産物は、主産物に比例して発生するものであり、これの抑制を求めることは、主産物生産の抑制と同義語となりかねない。製油業界としてはミール発生量抑制は論外と考える。
2. ミール以外の発生物で、取引市場が成立しているものについては、製油業界は引き続き市場の安定確保に努め、廃棄物としない努力を継続する。
3. 製造工程における最終の廃棄物発生抑制は極めて困難である。発生する廃棄物は、油糧種子の品質に由来する。その油糧種子の品質は生産地における天候が支配するもので、製油企業によるコントロールは不可能。
4. 企業による精密な需要見通しによる適正生産は、現在も企業の責務として実行しているが、完璧な予定調和は不可能である。また、業界として実施することは独占禁止法違反に問われることとなる。本法において独占禁止法の除外特例とされるのであれば業界レベルの検討も可能であろうが、その場合でも完璧な予定調和はあり得ない。
5. 製油産業において、現行の「廃棄物等」の発生抑制を求めることは、国として製品輸入拡大・国内産業衰退を意図を示していると誤解される。